

高齢者への虐待を地域で防ぎ、 高齢者虐待防止ネットワークづくり

近年、高齢化や核家族化が進み、家族や地域のつながりも次第に希薄になりつつあります。こうした中、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスなどが原因による、高齢者への虐待が社会問題となっています。三好町では「高齢者虐待防止ネットワーク」による高齢者の虐待防止に取り組んでいます。皆さんの協力をお願いします。



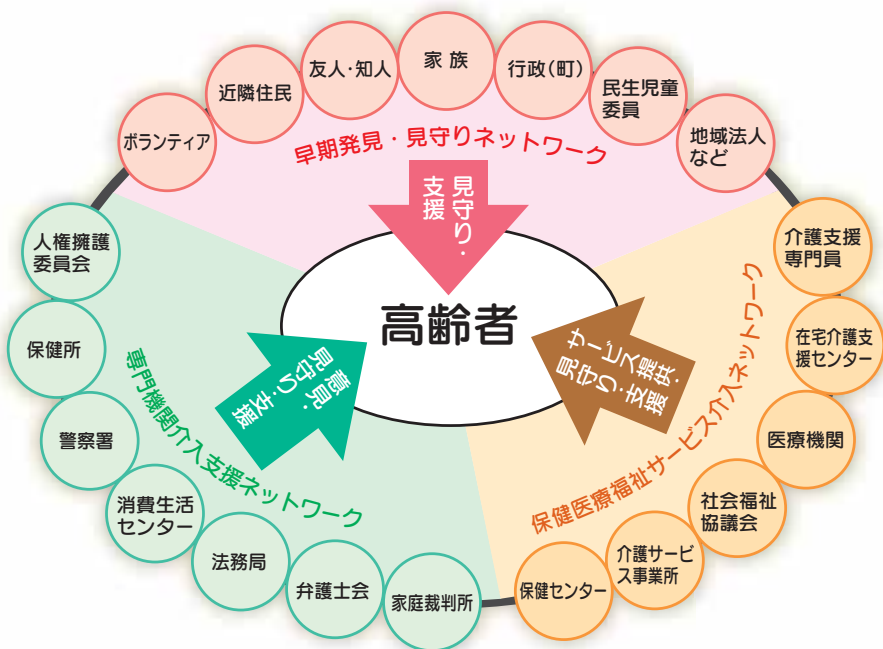
※写真は高齢者のイメージです。本文の内容とは一切関係はありません。

町民の皆さん一人一人が 高齢者を見守るサポーター

平成18年度の一年間に、家族などから家庭内で虐待を受けていたと確認された高齢者の数は、全国で1万2,787人。しかし、実際にはもっと多くの事例が発生していると考えられます。また三好町においても4件の虐待事例が確認されました。

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。これを受け三好町では、地域における高齢者虐待の防止と早期発見を図るために「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、高齢者虐待が起らないような土壌づくりを進めています。そして、このネットワークを有効に機能させるためには、行政だけでなく住民やボランティア、関係団体など皆さん一人一人の協力が不可欠です。

まずは「高齢者虐待」について知り、地域の皆さんとの協働により高齢者を見守ることで、高齢者虐待のないまちを築きましょう。



三好町高齢者虐待防止ネットワーク

左図の3つのネットワークがそれぞれ役割分担と連携を図りながら、虐待の把握や対応、支援を行います。町民の皆さんは「早期発見・見守りネットワーク」の一員です。事前登録などはありませんので、高齢者を見守るサポーターとして地域の目となり、普段の生活の中での「あいさつ」や「声掛け」、「見守り」をお願いします。

高齢者への「虐待」とは

高齢者虐待防止法では、「虐待」と定めています。

【身体的虐待】

暴力的行為によって身体に傷やあざ、痛みを与えること

(具体例)

- ・ たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどを負わせる、打撲させる
- ・ ベッドや車いすなどに体を縛りつけたり、薬を過剰に飲ませたりして、身体拘束や抑制をする

【心理的虐待】

脅しや侮辱などの言葉や態度、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与え

ること

(具体例)

- ・ どなる、ののしる、悪口を言う
- ・ 意図的に無視する
- ・ 排せつの失敗をばかにしたり、それを人前で話したりして恥をかかせる
- ・ 侮辱を込めて子どものように扱う

【介護の放棄・放任】

(ネグレクト)

衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、世話をしないことで生活環境や身体、精神状態を悪化させること

(具体例)

- ・ 入浴をさせない
- ・ 食事や水分を十分に与えず脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・ 室内にこみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる
- ・ 本人が必要とする介護・医療サービスを制限し、使わせない

【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をするこ

と、または高齢者にわいせつな行為をさせること

(具体例)

- ・ 排せつの失敗に対して懲罰的に衣類を身に着けさせず放置する
- ・ いかかわしい行為を強いる

【経済的虐待】

本人の同意なしに財産や金銭を使用すること、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(具体例)

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・ 本人の自宅などを無断で売却する
- ・ 現金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する



虐待になる前に

認知症の理解と対応を

虐待を受けている高齢者のおよそ6割に認知症の症状がみられます。また家族などが「認知症になった現実を受け入れられない」「認知症への対応方法が分からない」といったことから、虐待に発展してしまつてことがあります。専門家に相談してアドバイスを受け、認知症を正しく理解しましょう。

一人で抱え込まないで

介護は長期間にわたることが多く、家族や一人だけで続けていくには限界があります。長年の介護の疲れやストレス、介護者の孤立などが原因で、ことばの暴力や介護の放棄につながり、虐待が起つてしまうことがあります。

虐待を未然に防ぐには、一人で抱え込まず、専門家に相談をしたり、介護保険などのサービスを利用したりすることが重要です。

まずは、地域包括支援センター(高齢福祉課内)までご相談ください。

見逃さないで！虐待のサイン

高齢者虐待は、深刻な状態になるまでに何らかの「サイン」を周囲に発しています。そのサインを見逃さないことが虐待を防ぐための第一歩です。

左記の各項目は、虐待の疑いの一例で、当てはまる項目が多くなるほど疑いが強くなります。チェック項目を確認してみましょう。

虐待のサインの一例

【高齢者の様子】

- 体に不自然な傷やあざがある。
- 異常な体重の減少が見られる。
- 外で食事するときに、一気に飲食する。
- 「家にいたくない」などの訴えがある。
- 「通帳を取り上げられた」などの訴えがある。
- 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる。

【家族（養護者）や家の様子】

- 天気が悪くても、高齢者が長時間外にたたずんでいる。
- 高齢者を介護している様子が乱暴に見える。
- 必要な薬を飲んでいない。服薬の介助をしていない。
- 家の中から、家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる。
- 部屋の中に衣類、おむつ、食べ残しが散乱している。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしたりしておく。

相談や通報をお願いします

「もしかして虐待？」

と疑いを感じたら

高齢者への虐待は、加害者に自覚がなかったり、被害者本人が遠慮をしたりして、虐待の事実が分かりづらいたることがあります。もし皆さんの周りで虐待の疑いを感じたら、ためらわずに少し勇気を出して、下記の地域包括支援センターまで通報をお願いします。通報を受けた場合、地域包括支援センターで事実関係の確認などを行った後、関係機関と連携して、高齢者の保護や介護サービスの提供、相談支援など必要な対応を行います。

また介護の悩みなどを一人で抱え込まず、まずは地域包括支援センターへご相談ください。

通報者の秘密は厳守されます

通報者が誰かなどの秘密は、守秘義務により厳守されます。また高齢者虐待防止法では「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は市町村に通報するよう努めなければならぬ」と定められています。高齢者を一刻も早く虐待から救うために、皆さんのご協力をお願いします。

■相談・通報窓口

三好町地域包括支援センター（高齢福祉課内）

☎(32)8500 ㊚(34)3388

【相談日】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

【相談時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※夜間・休日は、三好町役場(代表)☎(32)2111

へご連絡ください。



三好町児童育成計画の進行状況の公表

子どもいきいき夢プラン推進中

三好町では、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するために、平成17年3月に「第2次三好町児童育成計画(子どもいきいき夢プラン)」を策定。親や地域社会が子育ての楽しさや喜びを感じられるまちづくりの取り組みを行っています。

この計画は平成17年度から21年度までの5年間を実施期間として、毎年進行状況を公表しています。今回は、平成18年度に実施した主な事業について紹介します。



計画の骨子

●基本理念

「親と地域が心豊かに子育てし、すべての子どもたちが健やかに成長するまち」

●基本目標

- ① 親子が心身ともに健やかに暮らせるまちづくり
- ② みんなが子育てしやすいまちづくり
- ③ 子どもの豊かな心をはぐくむまちづくり
- ④ 子どもが子育て家庭が安心して過ごせるまちづくり
- ⑤ すべての子どもが尊重されるまちづくり

●計画の推進

計画の推進に向けては、学識経験者、学校・幼稚園・保育園の保護者団体、地域の児童関係団体の代表者などで構成する「第2次三好町児童育成計画推進委員会」で計画の進行状況の把握や点検を行っています。

●計画の詳細情報

町のホームページをご覧ください。
<http://www.town.aichi-niyoshi.jp/kosodate/>

▼問い合わせ先
 子育て支援課
 ☎(32)80034
 ☎(34)33388

■ 三好町児童育成計画の進行状況

事業名	対象	定員:実施箇所数			
		計画策定時(16年度末)	18年度実績	21年度(計画達成)目標	
通常保育	3歳未満児	145人:6力所	175人:8力所	215人:9力所	
	3歳~5歳未満児	1,215人:9力所	1,185人:9力所 ※1	1,285人:10力所	
延長保育	就園児	300人:6力所	350人:7力所	496人:9力所	
休日保育	就園児	20人:1力所	20人:1力所	20人:1力所	
放課後児童健全育成	小学校1年生~4年生の児童	公立	196人:6力所	267人:7力所 ※2	211人:6力所
		私立	75人:3力所	89人:3力所	89人:3力所
一時保育	小学校就学前児童	30人:3力所	30人:3力所	43人:5力所	
ファミリーサポートセンター	町民	0力所	1力所	1力所	
母子通園	1歳~3歳程度児と保護者	0力所	1力所	1力所	
子ども(虐待)相談	町民	0力所	1力所	1力所	

※1 3歳未満児の利用増加に伴い、受入可能な定員1,360人の中で、3歳~5歳未満児の定員を減らして調整しています。
 ※2 計画策定時より実施箇所が1力所(三吉児童クラブ)増えたため、受入可能な定員が21年度目標より多くなっています。

町人事行政の運営状況の公表

町職員の人事や給与などについて平成19年4月1日現在の主な内容をお知らせします。町職員に支給される給与は、民間企業の賃金を基にして出される「人事院勧告」をはじめ、国やほかの地方公共団体との均衡を考慮し、地方自治法と地方公務員法に基づき、町議会の議決を経て町条例で定められています。

なお詳しい内容は、町ホームページなどをご覧ください。

▼お問い合わせ＝職員課 ☎(052)835-1 ☎(052)21-05
▼ホームページ＝<http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp/syokuin/>



1. 職員数などの状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

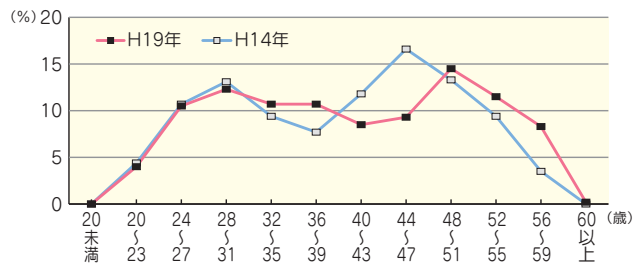
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		H18年度	H19年度		
一般行政	議会	5人	5人		
	総務	96人	96人		
	税務	21人	22人	1人	退職職員の増員
	労働	3人	3人		
	農水	16人	16人		
	商工	3人	3人		
	土木	32人	30人	△2人	事務の見直しによる減員
	民生	108人	111人	3人	事業移管、退職職員・育休任期付職員の配置による増員
	衛生	29人	29人		
小計	313人	315人	2人		
特別行政	教育	60人	52人	△8人	事務の統廃合などによる減員
	消防	0人	0人		
	小計	60人	52人	△8人	
公営企業など	病院	93人	98人	5人	検査・看護業務増による増員
	下水道	9人	9人		
	その他	21人	24人	3人	育休任期付職員の配置による増員、派遣職員の増員
	小計	123人	131人	8人	
合計		496人	498人	2人	

※職員数は一般職に属する職員の数で、地方公務員の身分を有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成

区分	職員数	区分	職員数
20歳未満	0人	40～43歳	42人
20～23歳	20人	44～47歳	46人
24～27歳	52人	48～51歳	72人
28～31歳	61人	52～55歳	57人
32～35歳	53人	56～59歳	41人
36～39歳	53人	60歳以上	1人
合計	498人		

■ 年齢別職員構成比の比較



(3) 定員管理の数値目標と進行状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	H17年度	H18年度	H19年度	進行状況 (H17～H19年度)	数値目標
		(計画始期)				H22年度 (計画終期)
全部門(町民病院事業を除く)	定員	387人	392人	384人	—	374人
	増減	—	5人	▲8人	▲3人	純減数:13人、純減率:3.4%

2. 職員の給与などの状況

(1) 人件費の状況 (平成18年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H19年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	H17年度人件費率
H18年度	5万3,956人	224億9834万7千円	18億1506万3千円	35億1654万9千円	15.6%	14.4%

(2) 職員給与の状況 (平成18年度普通会計決算)

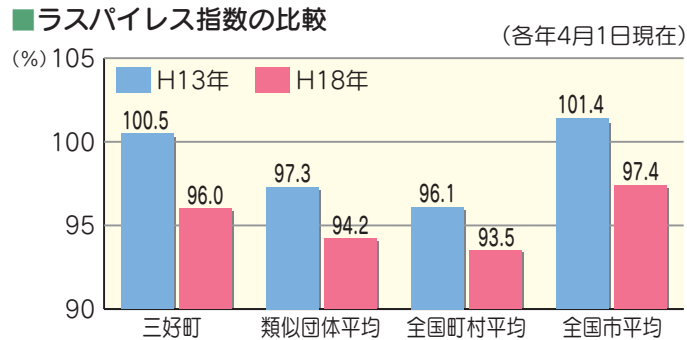
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
H18年度	373人	14億2168万5千円	4億2334万6千円	6億3730万5千円	24億8233万6千円	676万4千円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は平成18年4月1日現在の人数です。

2. 職員の給与などの状況（続き）

(3) ラスパイレス指数の状況

Key Word
ラスパイレス指数
 国家公務員の給与水準を100とした場合に、地方公務員の給与水準を指数で示したものです。



※類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	三好町	国
一般行政職	平均年齢	43.8歳
	平均給料月額	34万8,789円
	平均給与月額	42万4,368円
技能労務職	平均年齢	49.7歳
	平均給料月額	24万6,150円
	平均給与月額	27万6,490円

※平均給与月額は、給料月額と諸手当の額を合計したものです。

(5) 初任給の状況

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	17万8,800円	14万4,500円
技能労務職	—	15万8,600円

(6) 経験年数別・平均給料月額の状況

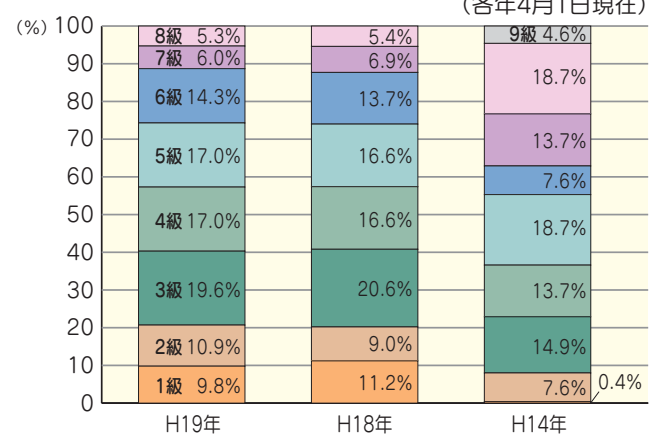
区分	大学卒	
一般行政職	経験年数10年	27万3,900円
	経験年数15年	30万978円
	経験年数20年	35万3,260円

3. 一般行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	14人	5.3%
7級	次長	16人	6.0%
6級	課長・主幹	38人	14.3%
5級	課長補佐	45人	17.0%
4級	係長	45人	17.0%
3級	主査	52人	19.6%
2級	主事・技師	29人	10.9%
1級	主事・技師	26人	9.8%

※職員数は、三好町の給与条則に基づく給料表の級区分によります。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

■ 一般行政職の級別職員数の比較



※平成18年度から9級制から8級制に変更しています。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(H18年度実績)

区分	三好町	国
期末手当	3.0月分(1.6)	3.0月分(1.6)
勤勉手当	1.45月分(0.75)	1.45月分(0.75)
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	役職加算5~20%	役職加算5~20% 管理職加算10~25%
1人当たり平均支給額	165万9千円	—

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 地域手当

(H18年度決算)

区分	支給実績
支給率	10%
支給対象職員数	482人
支給実績	2億1106万円
支給職員1人当たり平均支給年額	39万8,979円

4. 職員の手当の状況（続き）

(3) 時間外勤務手当

区分	H18年度	H17年度
支給実績	1億7393万9千円	1億5784万2千円
職員1人当たり 平均支給年額	41万5千円	39万6千円

(5) 特殊勤務手当

区分	支給対象業務	支給単価
不快手当	ごみの収集運搬、不燃物 処理場管理業務	日額390円
	犬猫などの死体処理業務	1回390円
危険手当	交通遮断せずに行う道路 などの維持修繕業務	日額300円
	地上10m以上で行う工事 監督、または検査業務	日額270円
	災害応急作業、または調 査業務	日額480円、 730円
防疫手当	法定伝染病の病原体の付 着した物件などの処理業 務	日額390円
税務手当	庁外で行う滞納金の徴収、 または滞納処分業務	日額500円
行旅人取 扱手当	行旅病人の救護収容、ま たは行旅死亡人死体処理 業務	1回500円、 2,000円
用地交渉 手当	庁外で行う用地交渉業務	日額600円
保育手当	保育園において保育士と して従事する業務	月額2,500円
訪問看護 手当	訪問介護業務	日額300円

区分	全職員 (医療職を除く)	医療職
支給実績 (H18年度決算)	2827万9千円	
支給職員1人当たり 平均支給年額 (H18年度決算)	9,613円	29万8,425円
職員全体に占める手 当支給職員の割合 (H18年度)	78.6%	84.3%

(4) 退職手当

区分	三好町	国
勤続20年	自己都合	23.50月分
	勤奨・定年	30.55月分
勤続25年	自己都合	33.50月分
	勤奨・定年	41.34月分
勤続35年	自己都合	47.50月分
	勤奨・定年	59.28月分
最高限度額	自己都合	59.28月分
	勤奨・定年	59.28月分
定年前早期退職特例措置	2～20%加算	2～20%加算
1人当たり 平均支給額	自己都合	397万9千円
	勤奨・定年	2736万6千円

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(6) そのほかの手当

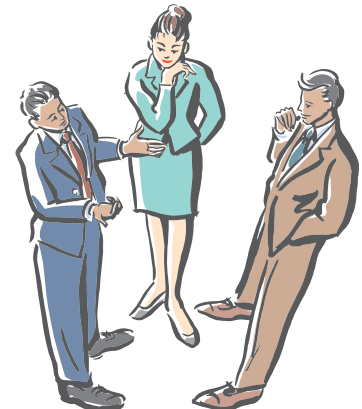
(H18年度実績)

区分	内容	支給実績	支給職員1人当 り平均支給年額
扶養 手当	配偶者1万3,000円、扶養 親族1人につき6,500円 (配偶者がいない場合、1人 目1万1,000円)	6123万6千円	24万9,830円
住居 手当	借家・借間…1万2,000円 を超える家賃額に応じて 支給(最高2万7,000円) 持家…2,500円(新築・購 入5年以内)	1989万3千円	18万6,183円
通勤 手当	交通機関利用者…運賃相 当額範囲内で支給(最高 5万5,000円) 自動車等使用者…使用距 離に応じて支給(最高2万 1,500円)	2126万6千円	5万4,043円
管理職 手当	部長・局長・参事・室長… 9万6,700円 次長・室長・専門監・所長・ 館長…6万8,100円 課長・主幹・所長・指導保育 士・園長…5万2,900円	7326万3千円	75万6,252円

5. 特別職の報酬などの状況

区分	給料月額等	
給料	町長	93万1,000円
	副町長	76万8,000円
報酬	議長	45万2,000円
	副議長	34万9,000円
	議員	30万8,000円
期末手当	町長、副町長、議長、 副議長、議員	3.35月分 (H19年度支給割合)
退職手当 (1期毎)	町長	2011万円 (給料月額×在職月数×0.45)
	副町長	995万円 (給料月額×在職月数×0.27)

※退職手当の「1期
の手当額」は、4
月1日現在の給
料月額および支
給率に基づき、
1期(4年=48月)
勤めた場合の見
込額です。



「ヴォイス」 Voice

三好町では、町民の皆さんからの町政に対する意見を町長が直接お聴きする、対話集会「皆さまと語る会」を開催したり、提言箱や電子メールなどを通して「皆さまの提言」をいただいたりすることによって「心の通う対話の町政」を進めていくと努めています。

この「コーナー」では「皆さまと語る会」で寄せられた意見と町長の発言要旨や「皆さまの提言」に寄せられた意見のうち、主に生活にかかわる内容の意見と回答を紹介しています。

今回は11月18日から12月16日まで各地区コミュニティ単位ごとに6会場で開催した「市制施行に関する説明会」で寄せられた意見と町長ほかの発言要旨を抜粋で紹介いたします。

◇市制施行に関する説明会

●意見Ⅱ市になる必要性やメリットについて説明してください。

●回答Ⅱ市になることによるメリット、デメリットについては、個人がそのメリットをどのような形で享受できるかという点もあり、一概に言うことは大変難しいです。例えば、市になって福祉事務所を設置すると、事務は迅速にできるよ

うになります。その設置と運営のための経費は増加することになります。福祉事務所を利用する人には、事務の迅速化はメリットとなりますが、利用しない人は、経費の増加をデメリットととらえるかもしれません。地方の時代といわれるようになって久しいですが、権限は国から移譲されている反面、財源はついてこないのが現実です。これからもまだまだ権限は移譲されますが、市になってしっかりとした基礎的自治体を築いていくことが、三好町の発展のためには必要であり、住民のプラスになると信じて市制への移行を発信しています。

●意見Ⅱ市になると福祉行政が迅速になるということですが、具体的にどれくらい速くなるのですか。

●回答Ⅱ障害者福祉手当の申請から認定されるまでの事務を例にすると、平成19年度実績では、平均13・3日かかっていますが、福祉事務所を設置すると5日くらいになる見込みです。

●意見Ⅱ西三河では、豊田市が合併する前は4郡ありました。また、新聞で幡豆郡の3町と西尾市が再度合併の懇談を始めたとあり、市になっていくと思われま

す。町として残るのは三好町と幸田町だけです。こうした中、西三河の状況に対する町長の気持ちを聞かせてください。



市制施行名称等検討委員会で市制への移行の時期と市の名称案を検討しています。

断ですばらしいまちを作っていたと理解しています。今、市制施行の決断をしていただき、三好町をグレードアップさせ、よりすばらしいまちにしてほしいと思います。デメリットもあるかもしれませんが、乗り越えていかなければなりません。アンケートをしないという判断をされたことは、腹を据えて将来を見据えた施策だと感じます。三好町を取り巻く状況は待ったなしだと思いますが、町長はどのように考えていますか。

●回答Ⅱ数年前まで、県内の市町村数が88であったころは、西三河地域の町村は、稲武町が途中で東加茂郡に編入し4



◀市制施行に関する説明会の各会場で、冒頭に関
催趣旨を説明する久野町長

町村、西加茂郡が3町村、額田郡が幸田町と額田町の2町、幡豆郡が3町でした。それが今、東西加茂郡では三好町が、額田郡は幸田町が残っただけとなり、幡豆郡は3町のままです。幸田町も現段階では人口が足りませんが、できるなら市にしたいということ聞いています。

また東浦町は人口およそ4万8千人ですが、平成22年の国勢調査の結果を待つて市制に向けていきたいということで、三好町にも研修に來られました。名古屋方面でも合併の動きがあり、今のままではやっていくので合併して必要経費を極力減らしていかなければならないという話も聞いています。町村はどんどん減っていく方向です。

こうした状況の中、町村会で話をすると「三好町は財政が豊かだからいいね」という話だけで、それより発展した話にならないのが現状です。三好町がより良い情報をつかんでまちづくりを進めていくためには、職員も市との交流の中で新しい情報を先取りしてやっていくことが必要になってきます。市になったほうが町民の皆さんにはプラスになるという信念を持って今回の説明会に臨んでいます。いろいろなご意見を聞けるのはありがたいことですし、市制施行名称等検討委員会にも皆さんからいただいた意見を

お伝えして検討いただきます。

●意見Ⅱ平成17年のアンケートの結果を尊重し、町制を継続することを決定したはずなのに、わずか2年足らずでそれを翻して市制施行することですが、町民の意思を大切にすることとは、民主主義の原則だと思えます。マニフェストの中に市制施行について書かれていないということは、町民からその件に関する信任は受けていないということだと思います。もし市制施行するということであれば、一度町長を辞職し、市制施行をマニフェストに盛り込んで再度立候補したうえで、当選してから市制施行すべきだと思います。

●回答Ⅱ平成15年の豊田加茂地域の合併を問うアンケートの結果では、市制を望む声が町制を大きく上回っていました。しかし、平成17年に行ったアンケートでは、町制の継続を望む声が多く、結果が逆転しました。その結果を尊重して町制の継続を表明しました。マニフェストについては平成17年6月くらいから準備をしましたが、アンケートの結果が出るのと町長選挙がほぼ同じ時期であったため、マニフェストにはあえて市制施行については盛り込みませんでした。平成17年のアンケートから2年足らずで市制施行の方針を打ち出したのは事実ですが、現在の状況を考えると早期に市制施行す

ることが必要と考えたためです。県の町村会の理事会に出席していますが、ほかの町村長とは財政力や立地条件、県や国に求めることの違いのため意見が合わないことが多々あります。市制施行は手続きにも時間が必要であり、今すぐに市制施行するというものではありません。時期や名称もまだ決まっているわけではなく、情報を町民の皆さんにお伝えし、こうして直接意見を伺っていきたくと思っています。市になった方が、三好の将来を考えた中で、必ずプラスになると考えて市制施行について発信しています。

●意見Ⅲ過去の経緯がどうこうとか、細かいことでなく、何十年先を見越して市制施行すべきだと思います。手法を取り上げて反対するのではなく、大局的に判断すると、市制に向かって進むべきと考えます。現在の三好町の繁栄があるのは、その時々が良い政策を推進されたおかげであり、今回も町長の判断を支持します。

●回答Ⅲありがとうございます。

●意見Ⅳ今回はなぜアンケートを行わないのか、その理由を教えてください。町民の意思に従って町政を運営するということであれば、何らかの形で町民の判断を仰ぐ必要があるのではないですか。

●回答Ⅳ平成15年のアンケートの結果では市制施行を望む声が多かったため、そのアンケート結果をもって市制施行する

という方法もあったかもしれませんが。平成15年と平成17年のアンケートは、2年という期間で全く逆の結果となりました。その理由の分析は非常に難しいですが、市になっても、町である現在と何も変わらないという思いが強かったのではないかと思います。

今回は、町民の皆さんの意見は、アンケートという形ではなく、このように地域に向いて直接意見を伺っていくという方法を考えています。意見の伺い方も色々あり、住民投票をすべきという意見もありました。同じ世帯でも、若い世代とお年寄りでは意見が違つとの指摘もありましたが、家族でよく話し合つてほしいという思いから当時は、1世帯に1枚という形をとりました。しかし、若い人からは、「自分は全く意見を言えないままアンケートが提出されてしまった」という意見があつたのも事実です。アンケートの取り方は非常に難しいということもあり、今回は、こういった説明会という方法をとっています。最終的には、市制施行については議会に議案として提出した上で決まるもので、こちらが一方的に決めるものではありません。

●意見Ⅱアンケートを「民意」というが、必ずしも民意が正確に反映されているかは疑問に感じます。平成15年と平成17年のアンケート結果を見てもそれは明

らかです。子どもたちの将来を考えたときに、「日本で一番人口の多い町」というだけでは、何も自慢できるものではありません。10年、20年、あるいはもっと先を見据えて市になっていくということであれば、こういった説明会を開催するなどして、皆さんの意見をよく聞いたうえで着実に進めていけばいいと思います。アンケートを取らないということが前面に出てしまつて、それにこだわつてしまつている人が多いように感じます。マニフェストにないからやつてはいけないということはないと思います。マニフェストで「やらない」と言ったことをやるのならば、それは公約違反ですが、今回はそうではありません。今回の町長の進め方には賛成です。少し急ぎすぎと感じる部分もありますが、皆さんの意見を十分に聞いて、この方向で進めていってほしいと思います。

●回答Ⅱ確かに、アンケートの取り方は非常に難しいと感じています。できるだけ多くの皆さんの意見を聞いていきたいと考えており、この説明会を開催させていただきました。これからもさまざまな場で、多くの人の意見を聞いていきたいと考えています。

●意見Ⅱ町長はどういう市にしたいと考えていますか。目指す市のイメージはどういうものか話してください。

●回答Ⅱ基本的には三好町は田園の中に広がる都市のイメージをこれからも継続していきたいと考えています。人口を増やすための施策ばかりでは、いずれは住みにくいまちになってしまいます。住みやすさを確保するためには、農地の保全是大事なことです。現実に農業後継者がいないという状況が起きていますので、農地をどう守っていくかを真剣に考えていかなければいけません。活性化を図りながら、一方では緑を守り育ていくことが大切です。住みやすい環境をいかに作っていくかが、名古屋市と豊田市の中間にあり、出掛けるにも便利な地の利を十分に生かしたまちづくりをこれから進



市になると変わることなどについてプロジェクターを使って説明。



◀参加者の皆さんからの質問に回答する久野町長

めていかなければいけないと考えています。

アイモール・ジャスコは開店以来、大変にぎわっています。一方で寂しくなっている地域もあり、にぎわいの創出を図っていくことは大変難しい課題です。しかし、難しいことでも挑戦していくのが町の姿勢であり、地域ごとの盛り上がりも非常に大切であると考えています。

32・11町の小さな町ですので、行政と住民が互いに一体感を持ってまちづくりを進めていくことが、これからの三好町にとって大切になってきます。都市間競争の中で言えば、そこに住む人が一つになつてまちづくりをやっていくことが大切。役場が中心となつて何でもやるということではありません。協働をキーワードにしたのは、地域やNPOの皆さんと一体となつてまちづくりを手伝っていたきたいという思いで発信させていたのだと思います。環境の問題も当然最優先で考えていかなければなりません。福祉の問題もこれからどんどん重要になってくる事ばかりであり、そういったことを踏まえながらまちづくりを進めていきたいと思います。

●意見Ⅱ町民は市になると、町長の給料や議員報酬が上がるのではないかと聞いた不信を抱いています。

●回答Ⅱ市になったから町長の給料や議

員の報酬が上がるということはありません。わたしが町長に就任してから、町長の給料を2回下げています。現在の任期中に市制施行するかどうかも決まっています。わたしが市長になるかどうかも分かりませんが、たとえ市長になつても給料を上げることは全く考えていません。

●意見Ⅱ市になった場合、役所の組織や人員、また議会の構成はどうなりますか。

●回答Ⅱ町の組織については、今年4月に大きな機構改革を行いました。7部1室37課であつたものを、7部1室27課に減らしました。町の人口は伸びています。組織が大きくなり細分化が進むと、その担当職員がいなるとほかの職員では分からないなどといった縦割り行政の弊害が出てきます。それらを解消するため、課を大きくして柔軟な対応ができるような組織にしたいという思いから実行しました。

現在、町長として2期目の任期の中間にありますが、2期目に立候補する時のマニフェストで「10年間で職員数の10%削減」を掲げました。人口が増えているのに職員を削減するということは、職員にとつては非常に厳しいことですが、そういう決断をしました。それで不足する部分は、町民やNPOの皆さんとの協働

で補っていく考えです。今年大きな機構改革をしたばかりであり、細かい軌道修正などはあるかもしれませんが、近い将来、市になつたとしても、その時点で劇的に組織を変えたりすることは考えていません。職員数の削減については、退職者があつても人員を補充しないという形で実現していきたいと考えています。かなり厳しいことは承知していますが、市になつたとしても、この方針を変えるつもりはありません。

議会については、町長という立場で一方的に話をすることはできません。地方自治法で定める議員の上限定数は、三好町の人口規模だと、町の場合は26人、市になると30人に増えることとなります。しかし、実際の定数は条例で定められており、人口が伸びているにもかかわらず、今年4月の町議会議員選挙から、以前は定数が24人であつたものを20人に減らすという英断をされました。もつと以前は、しばらく26人の定数であつたものを24人とした経緯もあります。議員定数は何人が適当かというのは、人によってさまざまな考え方があると思いますが、今年20人に削減され、委員会の組織も変わったところでは、個人的には、市になつたからといって、大きく変わることはないのではないかと考えています。

●意見Ⅱ市制施行に伴い、行政区の統廃

合をする考えはありますか。

●**回答**＝行政区の統廃合は、非常に難しい課題です。平成17年と平成18年に区長を中心に行政区あり方検討会で検討していただきましたが、話がまとまりませんでした。

明治39年に3村が合併して三好村ができ、昭和33年に現在の三好町が誕生。その時は12行政区でしたが、現在は25行政区あります。行政区にはそれぞれ歴史があり、簡単に統廃合というわけにはいきませんが、考えていかなければならない課題であると認識しています。

行政区の中には、高齢者の比率が30%を超えているところもあり、戸数では、少ない行政区は35戸というところがある一方、多い行政区は2,000戸余りもあります。こういった状況の中で、現在の行政区の区分の見直しは、簡単にはいきませんが、検討してより良い方向にもっていかねばならないと考えています。しかし、市制施行したからすぐに見直しをするというところは難しく、今後、区長を中心に、行政と一緒に話し合いをしていく必要があると考えています。

●**意見**＝市の名称については、普通に考えると「町」が「市」に変わり、漢字の「三好市」となるのが自然だと思いますが、障害となることがありますか。

●**回答**＝昭和45年に「同一名称の市がある場合には類似することのないように」という旨の自治省（現総務省）事務次官通知がありました。しかし、全国には北海道と福島県の「伊達市」など、同名の市もあり、総務省には「既にある市に異議がなければ、拒否するものではない」という見解もあります。

平成18年3月、市町村合併により徳島県に三好市が誕生しました。三好町が市となった場合に、漢字の「三好市」となるのが自然であるという考え方で、副町長以下担当職員が徳島県三好市を訪問。漢字の「三好市」の名称使用について相談してきました。その時は、三好市の担当部長から、「名称については各市町の裁量であり、肯定も否定もしない」との答えをもらいました。しかし、その後市長名で、漢字の「三好市」を使用するのは差し控えてほしいとの回答がありました。

徳島県三好市は、池田町をはじめとした三好郡の町村が合併して誕生しました。合併に伴う名称について議論された際、本当は「池田市」の名称を使用したかったが、大阪府に池田市があるため、自治省事務次官通知を尊重し、名称公募を実施。JRの駅、阿波池田駅にちなみ「阿波池田市」、三好郡からとった「三好市」の2候補に絞られました。



説明会で参加者の皆さんの質問に回答する富田副町長

た。そして合併協議会の42人の委員による決戦投票を行ったところ、1票差で三好市となったとのこと。この件に関しては、改めて総務省へ行き、三好町の思いを訴え、漢字の「三好市」の名称使用の是非について再度確認をしてくる予定ですが、現段階では、かなり難しいと感じています。

●**意見**＝平仮名の「みよし」の議論はされましたか。それも徳島県三好市から拒否されたのですか。平仮名もアイデアだと思います。

●**回答**＝徳島県三好市からは、漢字の「三好市」の使用を拒否されたものであ



消防団員を募集中

1月6日、三好町消防団出初観閲式を行いました。年初恒例のこの行事には、山村博美消防団長以下130人の皆さんが参加。わが町には消防団が13分団ありますが、旧来の行政区にしかありません。団員定数363人のところ、現在320人で不足しています。また県下でも先駆的な女性消防団は、火災予防運動の普及PRと災害時の後方支援活動を目的に平成8年に発足しました。現在の団員数は45人。ほぼ全行政区から2人の選出をいただき一団を結成し活動しています。

消防団はボランティア的役割が大きく、その活躍に対する期待度も多大。しかし今、消防団員になってくれる人が少なくなってきたのが現状で、悩みの種です。観閲式のあいさつで山村団長から来賓の皆さんへ「自分たちも団員を確保するために頑張っています。なかなか難しいのでそれぞ

れの地元でも働き掛けてほしい」という、訴え掛けがありました。入団のお願いに行っても本人よりも先に親御さんに断られてしまい、団員がやる気をなくしてしまう実情があるようです。

一方、常設消防の尾三消防組合は昭和46年12月に県内4番目の消防組合として設立。尾三消防の力は確かなものがあり、近隣と比較しても決して見劣りしません。火災や救急現場にはおおよそ6分前後で到着し、的確に対処できるようになっています。管内で発生することのほとんどが「点」での対応だからできることです。しかし、それが面的な広がりを見せるようになったらどうでしょうか。常設消防と協力関係にある消防団の力を借りなければならなくなります。そのようなことがあってほしくありませんが、一朝有事のときには何としても頼まなければなりません。今、三好丘地区は福谷分団と高嶺分団がカバーしていますが、広範囲すぎて大変です。新たな分団設立の兆しはなんとなくありそうな気配ですが、大変難しい課題です。町民の皆さんの良き知恵を拝借したいものです。

三好町長

久野 知英

り、総務省は、同一名称でも平仮名や異なる漢字であればよいとのこと。●意見 市となる場合、南北の公共交通網を充実してほしい。三好丘地区は、20年後には高齢化が進むので、中心街にくためのバスなどの充実をしてください。

い。

●回答 公共交通網である「さんさんバス」は、以前は2台で運行していました。平成16年10月から4台に増便。これにより運行間隔が短くなり、利便性が高まったと考えています。バスのコースについても、今後、さんさんバス利用促進協議会で検討していただく予定ですが、基本的にはバス停から500mの範囲の人は歩いていただくという考え方です。それより遠い人は、乗り合いタクシー制度を利用していただきたいと思います。

便数については、増やせば増やすほど財政負担が大きくなります。それに比例して利用者が増えれば良いのですが、なかなかそうはいかないと思います。今後検討していく必要があると考えますが、今の段階でさらに増便すると簡単に言うことではありません。財政負担も踏まえながら、高齢社会に向けて多くの人が利用していただけるという見込みが立てば、路線の変更も含めて考えていくことになりす。

豊田市の浄水地区に豊田厚生病院が開

院するので、そこへの乗り入れや、豊田市や日進市、東郷町のバスとの連携も含め、総合的に考えていく必要があります。バス路線をいかに工夫していくかがこれからのまちづくりをしていく上で課題の一つと思っています。

【市制施行に関する説明会の開催結果】
11月18日から12月16日まで6会場で386人の参加をいただきました。皆さんからお寄せいただいた意見や提言の総数は56件でした。



多くの皆さんが説明会に参加して、さまざまな意見や要望などが積極的に提案されました。